

長崎県立長崎西高等学校福岡同窓会会則 (案)

第一条

本会は、長崎県立長崎西高等学校福岡同窓会と称する。

第二条

本会は、会員相互の親睦と交流を図り、母校との連携を密にして、その発展に寄与する事を目的とする。

第三条

本会の事務所を余計住所に置く。(変更) 福岡県

第四条

本会は左記の会員をもって組織する。

第五条

3. 範囲 福岡およびその周辺地域に居住するもの
本会に左記の役員を置く。

1. 顧問 若干名
2. 会長 一名
3. 副会長 若干名
4. 事務局長 一名 事務局次長 一名
5. 会計 (変更) 1名 1名
6. 幹事 卒業各回生一名以上
7. 監事 (変更) 1名 1名

第六条

前条役員のほか必要に応じて委員を置くことができる。

第七条

会長は役員会の推薦に基き総会に於いて選出する。副会長・事務局長は会長の推薦に基き、総会に於いて選出する。幹事は各回の正会員一名以上を役員会に於て了承する。

第八条

顧問は会長の要請に基き、役員会の承認を経て委嘱することができる。会長は会務を統括する。副会長は会長を補佐する。事務局長は会務を処理し、会員及び母校との連絡を密にする事に努める。幹事は会の発展の為に会務を遂行する。監事は会務及び会計の運営を監査する。

第九条

役員の任期は二年とし、総会から総会までとする。但し再選を妨げない。任期中欠員を生じた時は、会長の指名により適宜補充するものとする。

第十条

本会の年会費は一〇〇〇円とし、会費の納入方法は総会時または郵便振込によるものとする。

第十一条

本会は毎年一回六月に総会を開く事を原則とし、都合により変更することができる。総会及び懇親会については、当番幹事を決め之を企画推進する。当番幹事は役員会で決定する。

第十二条

本会の総会、懇親会等の経費は、その都度之を徴収する。

第十三条

(削除) 本会は適宜、会費名簿を作成し会費に配布する。但し有償とする。

第十四条

会員は姓名、住所、職業に変更を生じた場合、直ちに事務局へ報告しなければならぬ。

第十五条

総会出席三分の二以上の同意が有る時は、会則を変更することが出来る。役員会での決定事項については、出席者の過半数にて了承される。

第十六条

但し、賛否同数の時は会長之を決定する。
本会の財産は、会計が之を管理する。

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

以上

1st 1998,10,26
2nd 2000,06,05 改定
3rd 2003,06,14 改定
4th 2007,06,16 改定
5th 2024,06,22 改定